# 住宅の入居者を募集します

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。入居を希望される方は、期日までに建設課建築維持係へ申し込み願います。(申込書は建築維持係にあります。)

## 申込期日は、3月14日(木)午後5時15分までです。期日厳守です。

なお、申し込みをしてすぐに入居決定とはなりません。募集期間を経て審査を行ってから入居の可否が決まりますので、誤解のないようにして下さい。

また、公営住宅の入居者募集は、法律で公募することになっています。したがいまして、前もって入居の予約等はできませんので、ご承知願います。

#### A、公営住宅

団地名	募集	建設	構造	面積等	法 定 家 賃	
	戸数	年度		四項母		
泉町団地	1戸	H5	鉄筋コンクリート造	(21 DK)67 97m²	19,300円~37,900円	
2号棟	(3階)		3階建	(2LDK)01. 81111		
泉町団地	1戸	Н6	鉄筋コンクリート造	(21 DK) 74 1 4 m²	21,400円~41,900円	
3号棟	(2階)		3階建	(3LDK) / 4. / 4III		
栄町団地	1戸	H1 O	鉄筋コンクリート造	(2DK)60 67m²	18,400円~36,100円	
D棟	(1階)		2階建	(2DK)00. 07111		
新沙留団地	1戸	H1 1	鉄筋コンクリート造	(21 DK)64 46m²	19,200円~37,900円	
公一4	(1階)		2階建一部平屋建	(ZLDN/04. 40m		

<sup>※</sup>家賃は所得に応じて異なります。

入居者及び同居者の合算所得が、**政令で定められている月額158,000円** 以下であること。

- ※但し、次に該当する方は入居者及び同居者の合算所得が、政令で定められている 月額214,000円以下の場合、入居申込みが可能です。
- ①. 小学校就学前の子供がいる世帯。
- ②. 入居者が60歳以上の者で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯。
- ③. 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1~4級の者がいる世帯。
- ④. 精神障害者1~3級の者がいる世帯。
- ⑤. 上記精神障害の程度に相当する知的障害者がいる世帯。

## ※公営住宅に関する月額所得の算定方法例

・世帯構成:夫、妻、子供2名(中学生・小学生)

・年間所得: 夫→2,000,000円、妻→500,000円 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額です)

・世帯の年間所得: 2,000,000円+500,000円 = 2,500,000円 控除額(妻及び子供2名): 380,000円×3名 = 1,140,000円

 $\downarrow$ 

控除後の世帯の年間所得: 2, 500, 000円-1, 140, 000円=1, 360, 000円

 $\downarrow$ 

**控除後の世帯の月額所得: 1,360,000円÷12ヶ月** = **113,333円** ※上記計算により、この世帯の月額所得は113,333円となり、政令で定められている **月額158,000円より低いため入居申込対象となります。** 

#### (参考)世帯人数別の年間所得額一覧

※下表に記載します年間所得額以下の場合、入居申込が可能です。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
年間所得	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円

※上記所得額を超える場合でも、控除要件等により入居が可能な場合がありますので詳細に つきましては、お問い合わせください。

◎なお、今回募集している公営住宅以外で、面積が概ね50㎡以下の公営住宅 (若年単身者申込可)については3月1日現在、1件空きがあります。

※ 裏面に各住宅の入居条件及び留意事項を記載しております。

# <入居申込み資格>

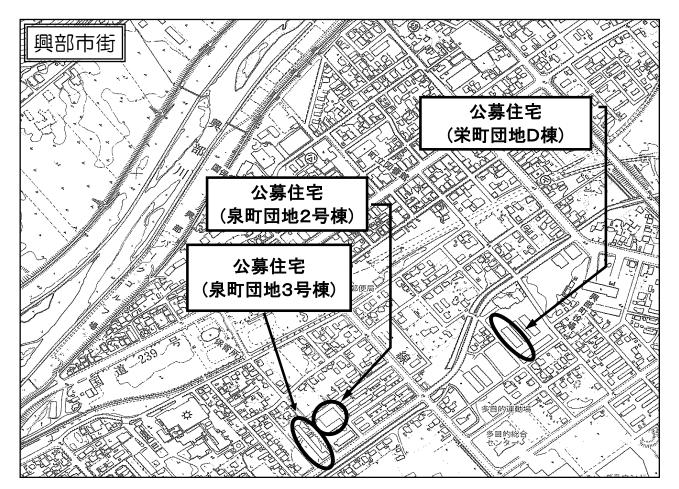
- 1. 現に同居し、または同居する親族等がある方。
- 2. 町税、上下水道料、保育料等を滞納していない方。
- 3. 連帯保証人1名がいること。なお、要件については独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する、下記のいずれかに該当される方です。
  - ① 興部町内に居住する第三者の方。
  - ② 興部町内若しくはオホーツク管内に居住する申込者の親子、兄弟にあたる方。
  - ③ オホーツク管内に居住する第三者の方。

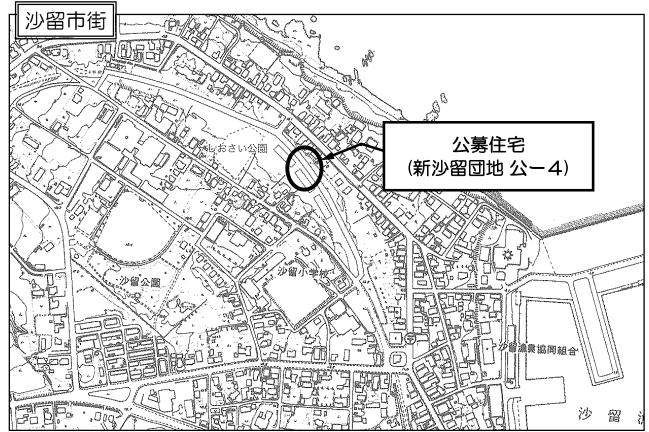
#### ※公営住宅等、町の公的住宅に入居している方は、認めておりません。

- 4. 家賃を支払う能力を有する方。
- 5. 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- 6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

## <留意事項>

- ★鑑賞用の小鳥・金魚や盲導犬以外のペット類は飼育できません。
- ★照明器具・暖房器具・ガスコンロ及び網戸の設置は入居者負担です。
- ★水道・下水道・電気・電話・ガス・灯油等の手続きは、入居者で行って下さい。 ※ 公営住宅は、町がガス会社を指定しています。
- ★家賃のほかに共益費として2,000円が別途加算されます。
- ★入居決定後、契約に関する手続きを行います。契約に関しては新しい住所に 変更して頂く必要があります。
- ★公営住宅、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。





申込み・お問い合わせは、役場建設課建築維持係までお願い致します。 電話 0158-82-2131 内線251・254